

指定管理者制度導入施設の評価

施設名称	NO		
------	----	--	--

1 定量的評価

(1)直近3か年の収支率の推移

(単位:%)

H21	H22	H23	評価	評点	備考
【評価の視点と評点】 上昇傾向◎=2点、横這い傾向○=1点、下落傾向×=0点					

(2)直近3か年の収支差額の推移

(単位:千円)

H21	H22	H23	評価	評点	備考
【評価の視点と評点】 下落傾向◎=2点、横這い傾向○=1点、上昇傾向×=0点					

(3)直近3か年の利用者数の推移

(単位:人)

H21	H22	H23	評価	評点	備考
【評価の視点と評点】 上昇傾向◎=2点、横這い傾向○=1点、下落傾向×=0点					

2 定性的評価

(1)利用者の分布

(単位:%)

H21		H22		H23		評価	評点	備考
市内割合	団体割合	市内割合	団体割合	市内割合	団体割合			
【評価の視点と評点】 広く市民が利用◎=2点、限定的な市民が利用○=1点、市外の利用が多い×=0点								

(2)利用者の満足度

(単位:%)

H21	H22	H23	評価	評点	備考
【評価の視点と評点】 満足(71~100%)◎=2点、普通(41~70%)○=1点、不満足(0~40%)×=0点					

(3)近接に類似施設・機能の存在

評価	評点	備考
【評価の視点と評点】 市施設無し◎=2点、民間施設有り○=1点、市施設有り×=0点		

(4)管理コストのバランス・適正性

評価	評点	備考
【評価の視点と評点】 適正◎=2点、概ね適正○=1点、不適正×=0点		

(5)行政関与の必要性(行政以外の担い手の存在も含めて)

評価	評点	備考
【評価の視点と評点】 関与の必要性は大きい◎=2点、一定の関与は必要○=1点、関与の必要は無し×=0点		

(6)施設の存在意義(政策目的の観点)

評価	評点	備考
【評価の視点と評点】 必要不可欠◎=2点、当面の間必要○=1点、必要無し×=0点		

3. 評点合計

0



現状見直し

・満点は18点
 ・1～10点以下は現状見直し
 ・0点は廃止

4 当該施設に適した管理運営形態の評価

区分	①職員の 関与無し 転籍可能	②経費削 減が可能	③施設状 態の維持 必要無し	④サービ ス向上が 可能	⑤市民参 加・やりが い創出	評点合計	備考
(1)現状の指定管理(法人等)							◎=2点 ○=1点 ×=0点
(2)完全民営化(売却・移譲)							
(3)公設民営化(独立採算型)							
(4)現状とは違う協働型指定管理							

※管理運営形態別の特徴等

区分	説明
(1)現状の指定管理(法人等)	<p>【現状の課題】</p> <p>①経費の削減は殆どできていない。 ②市の関与が大き過ぎて、民間の主体性が損なわれ、その力を殆ど発揮できていない。 ③指定に競争性が無く、指定管理者の経営に対するインセンティブが上がらない。 ④結果、誰が指定管理者になっても同じ。経費削減もサービス向上も期待薄。</p>
(2)完全民営化	<p>①土地・建物の資産の全てを民間に売却・移譲。以後、一切経費はかからない。 ②市場原理によりサービス向上。 ③市の関与が不可能。資産の転売・廃止等をリスクを排除できない。</p>
(3)公設民営化(独立採算型) ・利用料金制度の指定管理者 ・土地建物の資産貸付など	<p>①土地・建物の資産は市が持つが、運営は民間に任せる。 ②経費は管理者が持ち、収入は管理者に入る。(民間の裁量が増大) ③民間の経営ノウハウと競争で、経費が削減されサービスが向上。 ④資産は市が持つので一定の関与は可能。(手法により、市に一定の収入有り)</p>
(4)協働型指定管理 ・施設に関係するボランティア 利用者有志が集合したNPO による指定管理など	<p>①ボランティア精神での参画により、人件費を中心に経費が削減。 ②サービス向上へのインセンティブが高く保たれ、ニーズに敏感に反応、対応可能。 ③市民の社会貢献、生きがい、自己実現の場などが生まれる。 ④施設の保守・保全等のノウハウが取得されるまで応援が必要。</p>

5 検討結論

施設管理運営の形態等	結論	備考
A 現状の指定管理者制度のまま継続(不断の見直しを行い継続)		
B 見直し継続		
(1)直営に戻して見直し継続		
(2)管理コストを見直して継続		
(3)現状の指定管理者制度以外の手法を導入して継続		
①完全民営化(売却・移譲)		
②公設民営化(独立採算型 貸付等)		
③新たな協働型指定管理者制度		
④その他		
(4)統合		
C 廃止		

施設名称	NO	〇〇	〇〇社会体育施設
------	----	----	----------

1 定量的評価

(1)直近3カ年の収支率の推移

(単位:%)

H21	H22	H23	評価	評点	備考
22.6	22.8	22.8	×	0	社会体育施設3カ年平均 21.3%
【評価の視点と評点】 上昇傾向◎=2点、横這い傾向○=1点、下落傾向×=0点					

(2)直近3カ年の収支差額の推移

(単位:千円)

H21	H22	H23	評価	評点	備考
△ 157,495	△ 152,131	△ 148,766	◎	2	
【評価の視点と評点】 下落傾向◎=2点、横這い傾向○=1点、上昇傾向×=0点					

(3)直近3カ年の利用者数の推移

(単位:人)

H21	H22	H23	評価	評点	備考
216,183	213,745	214,989	○	1	
【評価の視点と評点】 上昇傾向◎=2点、横這い傾向○=1点、下落傾向×=0点					

2 定性的評価

(1)利用者の分布

(単位:%)

H21		H22		H23		評価	評点	備考
市内割合	団体割合	市内割合	団体割合	市内割合	団体割合			
				71.3	52.9	○	1	
【評価の視点と評点】 広く市民が利用◎=2点、限定的な市民が利用○=1点、市外の利用が多い×=0点								

(2)利用者の満足度

(単位:%)

H21	H22	H23	評価	評点	備考
		70.0	○	1	
【評価の視点と評点】 満足(71~100%)◎=2点、普通○(41~70%)=1点、不満足(0~40%)×=0点					

(3)近接に類似施設・機能の存在

評価	評点	備考
○	1	〇〇センター(民間)
【評価の視点と評点】 市施設無し◎=2点、民間施設有り○=1点、市施設有り×=0点		

(4)管理コストのバランス・適正性

評価	評点	備考
×	0	総コストに対し44%と横這い傾向だが、外注費の削減が見られない
【評価の視点と評点】 適正◎=2点、概ね適正○=1点、不適正×=0点		

(5)行政関与の必要性(行政以外の担い手の存在も含めて)

評価	評点	備考
○	1	市の関与を弱め、指定管理者の競争性を高めれば、収支改善とサービス向上が期待できる
【評価の視点と評点】 関与の必要性は大きい◎=2点、一定の関与は必要○=1点、関与の必要は無し×=0点		

(6)施設の存在意義(政策目的の観点)

評価	評点	備考
◎	2	特定団体の活動の場の提供ではなく、一般市民の健康づくりのきっかけとなる運営に転換必須。
【評価の視点と評点】 必要不可欠◎=2点、当面の関必要○=1点、必要無し×=0点		

3 評点合計

9



現状見直し

・満点は18点
・1～10点以下は現状見直し
・0点は廃止

4 当該施設に適した管理運営形態の評価

区分	①職員の 関与無し 転籍可能	②経費削減 が可能	③施設状態 の維持 必要無し	④サービス 向上が 可能	⑤市民参加・やりが い創出	評点合計	備考
(1)現状の指定管理(法人等)	×	×	×	×	×	0	◎=2点 ○=1点 ×=0点
(2)完全民営化(売却・移譲)	◎	◎	◎	◎	×	8	
(3)公設民営化(独立採算型)	○	○	×	◎	○	5	
(4)現状とは違う協働型指定管理	○	○	×	◎	◎	6	

※管理運営形態別の特徴等

区分	説明
(1)現状の指定管理(法人等)	<p>【現状の課題】</p> <p>①経費の削減は殆どできていない。 ②市の関与が大き過ぎて、民間の主体性が損なわれ、その力を殆ど発揮できていない。 ③指定に競争性が無く、指定管理者の経営に対するインセンティブが上がらない。 ④結果、誰が指定管理者になっても同じ。経費削減もサービス向上も期待薄。</p>
(2)完全民営化	<p>①土地・建物の資産の全てを民間に売却・移譲。以後、一切経費はかからない。 ②市場原理によりサービス向上。 ③市の関与が不可能。資産の転売・廃止等をリスクを排除できない。</p>
(3)公設民営化(独立採算型) ・利用料金制度の指定管理者 ・土地建物の資産貸付など	<p>①土地・建物の資産は市が持つが、運営は民間に任せる。 ②経費は管理者が持ち、収入は管理者に入る。(民間の裁量が拡大) ③民間の経営ノウハウと競争で、経費が削減されサービスが向上。 ④資産は市が持つので一定の関与は可能。(手法により、市に一定の収入有り)</p>
(4)協働型指定管理 ・施設に関係するボランティア 利用者有志が集めたNPO による指定管理など	<p>①ボランティア精神での参画により、人件費を中心に経費が削減。 ②サービス向上へのインセンティブが高く保たれ、ニーズに敏感に反応、対応可能。 ③市民の社会貢献、生きがい、自己実現の場などが生まれる。 ④施設の保守・保全等のノウハウが取得されるまで応援が必要。</p>

5 検討結論

施設管理運営の形態等	結論	備考
A 現状の指定管理者制度のまま継続(不断の見直しを行い継続)		
B 見直し継続		
(1)直営に戻して見直し継続		
(2)管理コストを見直して継続		
(3)現状の指定管理者制度以外の手法を導入して継続		
①完全民営化(売却・移譲)		
②公設民営化(独立採算型 貸付等)		
③新たな協働型指定管理者制度	○	利用者で構成するNPOを組織して指定管理者
④その他		
(4)統合		
C 廃止		

施設名称	NO	〇〇	〇〇児童館
------	----	----	-------

1. 定量的評価

(1) 直近3カ年の収支率の推移

(単位:%)

H21	H22	H23	評価	評点	備考
0.0	0.0	0.0	×	0	減免基準により徴収実績なし
【評価の視点と評点】 上昇傾向◎=2点、横這い傾向○=1点、下落傾向×=0点					

(2) 直近3カ年の収支差額の推移

(単位:千円)

H21	H22	H23	評価	評点	備考
△ 124,464	△ 10,547	△ 8,754	◎	2	
【評価の視点と評点】 下落傾向◎=2点、横這い傾向○=1点、上昇傾向×=0点					

(3) 直近3カ年の利用者数の推移

(単位:人)

H21	H22	H23	評価	評点	備考
10,682	11,055	12,316	◎	2	
【評価の視点と評点】 上昇傾向◎=2点、横這い傾向○=1点、下落傾向×=0点					

2. 定性的評価

(1) 利用者の分布

(単位:%)

H21		H22		H23		評価	評点	備考
市内割合	団体割合	市内割合	団体割合	市内割合	団体割合			
				99.4	8.7	○	1	施設の特性上、限定地域の利用
【評価の視点と評点】 広く市民が利用◎=2点、限定的な市民が利用○=1点、市外の利用が多い×=0点								

(2) 利用者の満足度

(単位:%)

H21	H22	H23	評価	評点	備考
		84.0	◎	2	
【評価の視点と評点】 満足(71~100%)◎=2点、普通○(41~70%)=1点、不満足(0~40%)×=0点					

(3) 近接に類似施設・機能の存在

評価	評点	備考
×	0	〇〇センター、〇〇公民館、〇〇市民活動センター
【評価の視点と評点】 市施設無し◎=2点、民間施設有り○=1点、市施設有り×=0点		

(4) 管理コストのバランス・適正性

評価	評点	備考
○	2	総コストに対し5%前後と横這い傾向
【評価の視点と評点】 適正◎=2点、概ね適正○=1点、不適正×=0点		

(5) 行政関与の必要性(行政以外の担い手の存在も含めて)

評価	評点	備考
○	1	児童健全育成の担い手として、市民活動が活発化しつつある
【評価の視点と評点】 関与の必要性は大きい◎=2点、一定の関与は必要○=1点、関与の必要は無し×=0点		

(6) 施設の存在意義(政策目的の観点)

評価	評点	備考
○	1	児童館事業の役割は薄れてきており、施設の老朽化を含めて再考すべき時期にきている
【評価の視点と評点】 必要不可欠◎=2点、当面の間必要○=1点、必要無し×=0点		

3 評点合計

11



現状継続

・満点は18点
・1～10点以下は現状見直し
・0点は廃止

4 当該施設に適した管理運営形態の評価

区分	①職員の 関与無し 転籍可能	②経費削 減が可能	③施設状 態の維持 必要無し	④サービ ス向上が 可能	⑤市民参 加・やりが い創出	評点合計	備考
(1)現状の指定管理(法人等)	×	×	×	×	×	0	◎=2点 ○=1点 ×=0点
(2)完全民営化(売却・移譲)	◎	◎	◎	◎	×	8	
(3)公設民営化(独立採算型)	○	○	×	◎	○	5	
(4)現状とは違う協働型指定管理	○	○	×	◎	◎	6	

※管理運営形態別の特徴等

区分	説明
(1)現状の指定管理(法人等)	<p>【現状の課題】</p> <p>①経費の削減は殆どできていない。 ②市の関与が大き過ぎて、民間の主体性が損なわれ、その力を殆ど発揮できていない。 ③指定に競争性が無く、指定管理者の経営に対するインセンティブが上がらない。 ④結果、誰が指定管理者になっても同じ。経費削減もサービス向上も期待薄。</p>
(2)完全民営化	<p>①土地・建物の資産の全てを民間に売却・移譲。以後、一切経費はかからない。 ②市場原理によりサービス向上。 ③市の関与が不可能。資産の転売・廃止等をリスクを排除できない。</p>
(3)公設民営化(独立採算型) ・利用料金制度の指定管理者 ・土地建物の資産貸付など	<p>①土地・建物の資産は市が持つが、運営は民間に任せる。 ②経費は管理者が持ち、収入は管理者に入る。(民間の裁量が拡大) ③民間の経営ノウハウと競争で、経費が削減されサービスが向上。 ④資産は市が持つので一定の関与は可能。(手法により、市に一定の収入有り)</p>
(4)協働型指定管理 ・施設に関するボランティア 利用者有志が集めたNPO による指定管理など	<p>①ボランティア精神での参画により、人件費を中心に経費が削減。 ②サービス向上へのインセンティブが高く保たれ、ニーズに敏感に反応、対応可能。 ③市民の社会貢献、生きがい、自己実現の場などが生まれる。 ④施設の保守・保全等のノウハウが取得されるまで応援が必要。</p>

5 検討結論

施設管理運営の形態等	結論	備考
A 現状の指定管理者制度のまま継続(不断の見直しを行い継続)	○	市民活動の参画を増やし担い手を移行させる
B 見直し継続		
(1)直営に戻して見直し継続		
(2)管理コストを見直して継続		
(3)現状の指定管理者制度以外の手法を導入して継続		
①完全民営化(売却・移譲)		
②公設民営化(独立採算型 貸付等)		
③新たな協働型指定管理者制度		
④その他		
(4)統合		
C 廃止		